

平成27年11月2日
総務省統計局

社会生活基本調査の変更に関する審査メモで 示された論点に対する回答

1 社会生活基本調査の変更

(1) 報告を求める事項の変更

ア 在学、卒業等教育の状況

- 1 今回追加する「専門学校」の定義は、報告者にとって明確かつ分かりやすいものとなっているか。
- 2 在学中の学校又は卒業した学校が、専修学校高等課程や各種学校である場合など、報告者がいずれの学校種や修業年限の区分を選択すべきか分からなかったり、戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう所要の措置が講じられているか。
- 3 今回調査において、「専門学校」の修業年限別の区分を設けることにより、従前の調査結果との時系列比較はどうか。時系列比較が可能なものとなっているか。
- 4 上記1～3の関係で、同様の調査事項を設けて調査を実施した平成24年就業構造基本調査（総務省所管の基幹統計調査）ではどのような対応がなされ、その結果どうだったのか。

(回答)

- 1 「専門学校」については、小学校、中学校、高等学校等と同様、学校教育法による専門学校を把握するものであり、専門課程を置くものが専門学校と称することができることになっていることから、学校の名称から専門学校に記入できると思われるが、報告者にとって明確かつ分かりやすいものとなるように調査票の記入要領中に専門学校の定義を分かりやすく記載することとしている。
- 2 専修学校高等課程や各種学校に在学又は卒業している場合などについては、前回調査と同様に調査票の記入要領中に、入学資格、修業年限別に該当する学校区分を明示するほか、修業年限などの用語について分かりやすく記載するなど適切に記入できるよう措置を講じる予定である。
- 3 「専門学校」を修業年限別に把握することから、集計に当たって就業年限1年以上2年未満を「高校・旧制中」、修業年限2年以上4年未満を「短大・高専」、修業年限4年以上を「大学」と組み替えることにより、従来の学校区分別結果についての時系列比較が可能である。
- 4 平成24年就業構造基本調査においても、調査票の記入要領中に、専修学校高等課程や各種学校に在学又は卒業している場合などの入学資格、修業年限別に該当する学校区分を明示するなどの措置を講じている。また、平成24年就業構造基本調査の学校区分別の在学者数について、平成24年度学校基本調査の結果と比較すると、学校基本調査に比べ専門学校が約13万人少ない一方、高校が25万人多くなっており、修業年限2年以上4年未満の専門学校に該当する者の一部が、修業年限1年以上2年未満の専門学校として、高校で集計されている可能性がある。この要因として、報告者が調査票

を記入する際、修業年限と現在の学年を誤った可能性が考えられる。このため、平成28年社会生活基本調査では、修業年限などの用語について分かりやすく記載するなど適切に記入できるよう措置を講じる予定である。

表1 平成24年就業構造基本調査における学校区分別結果及び対応する平成24年度学校基本調査との比較(在学者)

就業構造基本調査 学校区分	① 平成24年就業 構造基本調査	② 平成24年度学校 基本調査	①－②
高校 (修業年限1年以上2年未 満の専門学校を含む)	3,859,100 人	3,608,743 人	250,357 人
専門学校 (修業年限2年以上4年未 満)	370,500 人	500,031 人	-129,531 人
短大・高専	254,000 人	236,888 人	17,112 人
大学 (修業年限4年以上の専門 学校を含む)	2,819,800 人	2,781,846 人	37,954 人
大学院	243,800 人	267,071 人	-23,271 人

イ 子の住居の所在地

- 1 平成23年調査以前の調査結果も含め、本調査事項と生活時間の配分への影響との関連性については、どのようになっているか。
- 2 上記を踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等に照らして、削除することによる支障はないか。

(回答)

- 1 平成23年調査における子の居住地、行動の種類別総平均時間(60歳以上)の結果(表2)をみると、子の住んでいる場所(距離)の違いによって、「休養・くつろぎ」など一部の行動にある程度の差はみられるものの、ほとんどの行動では平均時間に大きな差はみられない結果となっている。
- 2 また、結果利用として考えられる高齢の親と子の介護の関係については、平成23年調査から調査している「ふだん家族の介護をしていますか」(調査票A-問7、調査票B-問7)において、介護している家族が65歳以上か否か、また、介護している家族の住んでいる場所(①「自宅内」、②「自宅外(同じ敷地内または近くに住んでいる(徒歩で5分程度)」、③「自宅外(その他)」の3区分)別に、介護の状況を把握しており、介護をしている側から詳細に分析することが可能となっている。

このように、本調査事項の必要性は相対的に低下していると考えられることから、新規調査事項の追加に伴う報告者負担の増加も勘案し、本調査事項を削除することと

したものである。

なお、本調査事項を削除することについて各府省及び地方公共団体に確認したところ、本調査事項の存続要望はなかったことから、削除することによる行政利用上の支障はないと考えられる。

表2 子の居住地，行動の種類別総平均時間（60歳以上）（平成23年調査）

	週全体—総平均時間（分）			
	同一敷地内	近所	同一市町村	他の地域
睡眠	493	487	483	480
身の回りの用事	85	85	84	84
食事	118	118	115	116
通勤・通学	7	7	9	10
仕事	100	104	102	101
学業	0	0	0	0
家事	118	120	119	118
介護・看護	6	6	4	6
育児	5	7	4	2
買い物	28	34	32	32
移動(通勤・通学を除く)	24	27	29	34
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	219	217	233	226
休養・くつろぎ	107	94	88	86
学習・自己啓発・訓練(学業以外)	5	7	9	10
趣味・娯楽	42	46	45	50
スポーツ	14	19	20	21
ボランティア活動・社会参加活動	8	6	6	7
交際・付き合い	20	21	20	22
受診・療養	19	13	15	14
その他	23	21	23	21

ウ ふだんの片道の通勤時間

- 1 過去の調査において、ユージュアル方式とアクチュアル方式による通勤時間に係る調査結果はどのようになっているか。
- 2 ユージュアル方式とアクチュアル方式のそれぞれの調査結果については、これまで具体的にどのように利活用されてきたのか。
- 3 上記1及び2を踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等に照らして、削除することによる支障はないか。

(回答)

- 1 アクチュアル方式は特定の2日間による通勤時間であり、ユージュアル方式である本調査事項と記入方法や記入条件が異なるものの、平成23年調査の結果で両方式による通勤時間を可能な限り同一の条件で比較すると（表3）、概ね一致したものとなっている。
- 2 アクチュアル方式による通勤時間については、国民生活白書等において労働時間、通勤時間数別に家族と過ごす時間の違いに関する分析が行われるなど、生活時間の配分との関連で利活用されているが、ユージュアル方式による通勤時間については、本

調査事項単体での利活用のみで、生活時間の配分との関連での利活用は確認されていない。

- 3 上記1のとおりユージュアル方式による結果はアクチュアル方式による平日平均の結果である程度代替可能であり、本調査事項の必要性は相対的に低下していると考えられることから、新規調査事項の追加に伴う報告者負担の増加も勘案し、本調査事項を削除することとしたものである。

なお、本調査事項を削除することについて各府省及び地方公共団体に確認したところ、本調査事項の存続要望はなかったことから、削除することによる行政利用上の支障はないと考えられる。

表3 平成23年社会生活基本調査結果

ふだんの片道の通勤時間	アクチュアル方式による、平日の片道の通勤時間(分) (※)
15分未満	20
15分～30分未満	28
30分～45分未満	41
45分～1時間未満	54
1時間～1時間30分未満	72
1時間30分～2時間未満	96
2時間以上	109

※ 両者を可能な限り同一の条件で比較する観点から、アクチュアル方式の通勤時間については、平日の行動者平均時間を2で除し、片道の通勤時間を算出した。

エ ふだんの健康状態

- 1 調査対象を拡大することにより、具体的にはどのような分析を行い、当該データについてどのような利活用方策が想定されるのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。
- 2 調査対象を調査対象世帯員である10歳以上でなく、15歳以上の世帯員としている理由は何か。
- 3 「ふだんの健康状態」を把握する設問文における「ふだんの生活への影響の有無など」とは具体的にどのようなことを指すのか。また、このような設問文としている理由は何か。報告者が記入するに当たって紛れのないような明確なものとなっているか。
- 4 健康状態を把握する調査事項の設問文や選択肢については、他の統計調査における類似の調査事項ではどのようなになっているか。それらとの整合性は図られているか。
- 5 選択区分(4区分)それぞれについて、これまでの調査結果ではどのような出現率となっているのか。仮に「まあ良い」などに回答が偏っている場合、報告者による正確な記入の確保等にも配慮しつつ、例えば、「かなり良い」といった区分を設けるなど、細分化することによって、よりの確に実態を把握する必要はないか。

(回答)

- 1 本調査事項を有業者だけでなく無業者に拡大して把握し、生活行動や1日の生活時間に関する調査事項などとクロス集計することにより、就業関連の分析だけでなく、15歳以上全員の健康状態が各種の生活行動（学習、ボランティア、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽）や生活時間の配分に与える影響の分析など、より広範な結果分析が可能となると考えられる（集計事項は別紙1のとおり）。
- 2 前回調査では15歳以上の有業者について把握していたことから、今回調査は同様の年齢区分による無業者に記入対象を拡大したものである。

なお、社会生活基本調査は、特定の2日間の生活時間を15分単位で把握する調査であるため、世帯のプライバシーに配慮できるものの調査票の記入内容の確認が一定期間経過後になってしまう封入提出や郵送提出の導入は困難であることから、小・中学生の健康状態を調査することについては記入者の心理的な負担感にも配慮する必要があるのではないかと考えられる。
- 3 「ふだんの生活への影響の有無など」の説明文は、健康状態について記入する際の判断基準が何もないと、客観的にみれば同じ健康状態であるにもかかわらず記入者の意識の違いによって良い・悪いの逆の回答になってしまう恐れがあるため、国民生活基礎調査の健康票における健康状態の把握方法（最初に健康上の問題で日常生活に何か影響があるかどうかを聞いた上で、現在の健康状態を把握）を参考に「生活への影響の有無」という文言を追加したものである。

また、「ふだんの生活への影響の有無など」の具体的な内容は、日常生活動作（衣服の着脱や食事・入浴など）、外出、仕事、家事、学業、運動など国民生活基礎調査における“日常生活への影響”と同様の内容とすることとしており、調査票の記入要領に記載して、報告者が記入するに当たって紛れがないようにすることとしている。
- 4 本調査事項の設問文については、上記3のとおり国民生活基礎調査の健康票の設問文を参考に設定したものである。また、選択肢は、「良い」、「まあ良い」、「あまり良くない」、「悪い」の4区分であり、国民生活基礎調査の5区分（「ふつう」を含む）と異なっているが、健康状態に関する事項を詳細に把握する国民生活基礎調査と異なり、社会生活基本調査では健康状態と生活行動・生活時間の配分との関係が的確に分析できるよう「ふつう」を除く4区分としたものである。
- 5 平成23年調査における健康状態別の割合（表4）をみると、「まあ良い」が54.9%と最も高く、平成25年国民生活基礎調査の17.5%と比べ高い割合となっているが、これは、①平成23年調査が無業者に比べて健康状態がよいと考えられる有業者のみを記入対象としていたこと、②平成23年調査では健康状態の記入に際しての判断基準を示さずに調査したことから良い・悪いの判断ができなかった人の回答が「まあ良い」に集中した可能性があることによるものと考えられる。このため、「まあ良い」の選択肢の細分化については、今回調査の変更（記入対象者の拡大及び判断基準の説明文の追加）による健康状態別の割合を確認した上で検討する必要があると考えている。

表4 平成23年社会生活基本調査及び平成25年国民生活基礎調査結果

	平成23年社会生活基本調査	平成25年国民生活基礎調査
良い	35.5%	17.9%
まあ良い	54.9%	17.5%
ふつう	—	49.1%
あまり良くない	8.4%	12.5%
悪い	0.9%	2.1%

キ 旅行・行楽の状況

- 1 従来、国内と海外それぞれについて「業務出張・研修・その他」の状況を把握してきた理由は何か。また、「業務出張・研修・その他」の把握結果については、どのような分析を行い、どのような利活用を行ってきたのか。
- 2 上記を踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等に照らして、「業務出張・研修・その他」を削除することによる支障はないか
- 3 我が国における在留外国人数が年々増加している中、「海外」で「帰省・訪問などの旅行」を把握する必要はないか。

(回答)

- 1 「業務出張・研修・その他」は、昭和61年調査において、従来の「その他の国内旅行」に含まれる「帰省・訪問等の旅行」と、「海外旅行」に含まれる「観光旅行」を区分するために設定された区分であり、「業務出張・研修・その他」に焦点を当てた利活用はみられない。
- 2 また、旅行・観光消費動向調査（観光庁）において、国内旅行、海外旅行それぞれにおいて、観光、帰省、出張別の旅行者数を把握していることから、新規調査事項の追加に伴う報告者負担の増加も勘案し、本区分を削除することとしたものである。なお、本区分を削除することについて各府省及び地方公共団体に確認したところ、本区分の存続要望はなかったことから、削除することによる行政利用上の支障はないと考えられる。
- 3 在留外国人数は増加傾向にあるものの、旅行・観光消費動向調査（観光庁）によると「海外旅行」のうち「帰省・訪問などの旅行」は、同「業務出張」の数を下回っており、各府省等からの要望もないことから、「帰省・訪問などの旅行」を把握する必要性は低いと考えられる。

(昭和56年調査)

その他の国内旅行

(昭和61年調査)

帰省・訪問等の旅行

業務出張・研修・その他

海外旅行

観光旅行

業務出張・研修・その他

ク スマートフォン、パソコンなどの使用状況

- 1 本調査事項に係る結果については、具体的にはどのような分析を行い、当該データについてどのような利活用方策が想定されるのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。
- 2 「スマートフォン・パソコンなど」の「など」には、具体的には、何が含まれるのか。また、報告者が記入するに当たって、それについて紛れのないようにするため、どのような措置を講じることとしているのか。また、「学業や仕事以外で」の使用についてのみ把握する理由は何か。
- 3 一般的なパソコンとスマートフォンの利用特性（例えば、パソコンは自宅や職場等において使用、スマートフォンは通学・通勤等の移動時間等において使用など）を踏まえ、個々の使用状況の把握が可能となるように工夫する余地や必要性はないのか。
- 4 スマートフォン、パソコンなどの使用状況について、調査票Bでは「生活時間について」の中に「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄を設けて把握することとしている一方、調査票Aでは「生活時間について」とは別に、本調査事項を設けて把握する理由は何か。
- 5 使用目的について、「ネットショッピング」、「趣味・娯楽」、「交際・つきあい・コミュニケーション」及び「その他の使用」の4区分としている理由は何か。また、把握する区分について、「ネットショッピング」、「趣味・娯楽」及び「交際・つきあい・コミュニケーション」の順番としている理由は何か。
- 6 使用時間帯（3時間単位）及び使用時間数（6区分）の設定としている理由は何か。把握目的からみて、このような設定で問題ないか。
- 7 その他、報告者が記入するに当たって紛れがないよう、用語の定義等は明確となっているか（例えば、「知人」にはソーシャルメディア上のみでの知人も含まれるのかなど）。

(回答)

- 1 近年急速に普及したスマートフォン、パソコンなどの使用実態と生活時間や生活行動との関係を分析することにより、スマートフォン、パソコンなどの使用が1日の生活時間の配分や生活行動にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることとしており、スマートフォン・パソコンなどの使用時間、行動の種類別の平均時間及び行動者率などの集計を予定している。（集計事項は別紙1のとおり）
- 2 「スマートフォン・パソコンなど」の「など」には、タブレットや携帯電話が含まれるが、報告者が記入に際して紛れが生じないように調査票の記入要領中にその説明を記載することとしている。また、スマートフォンやパソコンなどの使用に仕事や学業での使用を含めた場合、その使用時間が全体の使用時間の大部分を占めてしまう一方、仕事や学業での使用が他の生活時間の配分等に大きな影響を与えているとは考えにくいことから、主行動における生活時間の配分への影響を分析する調査票Aでは仕事や学業での使用を除くこととしたものである。
- 3 本調査事項は、上記1のとおり、スマートフォン、パソコンなどの使用が1日の生活時間の配分や生活行動にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることを目的として設定したものであること、また、タブレットやスマートフォンをパソコンの代わりに自宅で使用するケースやノートパソコンを持ち歩いて移動時間や外出先で使用するケースもあるなど、利用者の年齢やライフスタイルなどによって、その利用

は多様なものになっていると考えられる。また、機器別に使用の有無を把握しようとした場合、使用目的別にそれぞれについて「スマートフォン」、「パソコン」、「その他」に3区分ごとに把握する必要があるが、報告者の負担や調査票紙面の制約を勘案すると、現行の案のような設計が適当であると考えている。

- 4 スマートフォンの使用は、いわゆる“ながら行動”（例えば電車で移動中にスマートフォンで音楽を聴くなど）での使用が多いと考えられる一方、調査票Aの「生活時間について」では同時に二つ以上の行動をした場合はそのうちの主な行動について把握することから、「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄は「生活時間について」の中ではなく、同時行動における使用状況を含めて把握できるよう別途本調査事項を設けたものである。
- 5 使用目的の区分については、スマートフォンなどの使用目的のうち、生活時間の配分等に大きな影響を及ぼしていると考えられるものとして、ネットショッピング（買い物に要する時間数や時間帯への影響）、趣味・娯楽（映画・音楽鑑賞や読書などの時間数や時間帯への影響）、交際・つきあい・コミュニケーション（遠隔地にいる者や家族・友人以外の者とのコミュニケーションの時間数や時間帯への影響など）を把握することとしたものである。各区分の並び順については、同じ日にちで記入する「生活時間について」の行動の種類並び順も考慮して設定したものである。
- 6 使用目的別の使用時間帯については、①スマートフォンの使用は、いわゆる“ながら行動”での断片的な使用も多いと考えられることから、24欄「生活時間について」のような15分単位の短い間隔では正確な回答を得ることが困難と考えられるほか、②記入負担（15分単位とした場合の記入マーク数は1152個（利用目的6区分×15分））や調査票紙面の制約も勘案し、3時間単位としたところである。また、使用時間数（6区分）については、使用時間帯を3時間単位に設定したことから、連続使用した場合の区切りの単位として3時間を基本としたうえで、想定される回答者数を考慮して、3時間未満の階級は細かく、3時間以上の階級は広めに設定した。
- 7 「友人・知人」の「知人」にはソーシャルメディア上のみでやり取りしている者は含まないなど、調査票の記入要領中において用語の定義を分かりやすく記載することとしている。

コ 在学・在園の状況

- 1 「ふだんの在園時間」の区分（4区分）の設定根拠は何か。把握目的からみて、このような設定で問題ないか。
- 2 在園先別（保育所（園）、幼稚園、認定こども園の別）の延長保育又は預かり保育の利用の有無は、把握されなくなるが、調査結果の利活用の面から支障はないか。
- 3 上記1及び2とも関連するが、変更後の調査結果は、具体的にはどのような分析を行い、当該データについてどのような利活用方策が想定されるのか。そのため、どのようなクロス集計等を考えているのか。

(回答)

- 1 「ふだんの在園時間」の区分は、子ども・子育て支援新制度における通常の保育時間が8～11時間、幼稚園教育要領における標準教育時間が4時間であることを考慮し設定したものである。

2、3 前回調査までの在園先別の延長保育又は預かり保育の利用の有無は、それぞれの施設における在園時間の違いと、親の就業状態、生活時間の配分との関係进行分析するために把握していたものであるが、子ども・子育て支援新制度では、通常の保育時間が11時間の「保育標準時間」と通常の保育時間が8時間の「保育短時間」が設定されたため、例えば、在園時間が11時間の場合、「保育標準時間」の場合は延長保育無、「保育短時間」の場合は延長保育有に記入されることになるなど、従来の施設ごとの延長保育等の有無では在園時間を的確に把握できなくなったことから、在園時間の把握に変更したものである。（集計事項は別紙1のとおり）

サ 携帯電話、パソコンなどの使用の有無

本調査事項に係る結果については、具体的にはどのような分析を行い、当該データはどのように利活用されていたのか。報告者負担にも配慮しつつ、削除することによる支障はないか。

（回答）

本調査事項は、生活時間との関係等を分析することを目的として平成13年調査から調査してきたものであるが、平成23年調査結果では、15～54歳の各年齢階級とも90%以上の者が使用していることもあり（表5）、携帯電話、パソコンなどの使用の有無と生活時間の配分について分析した利活用は確認できていない。

使用の有無のみを把握する本調査事項の必要性が相対的に低下したと考えられることから、新規調査事項の追加に伴う報告者負担の増加も勘案し、本調査事項を削除することとしたものである。

なお、今回調査では、「生活時間について」欄において、主行動と同時行動のそれぞれに「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄を設定し、スマートフォンなどの普及を踏まえた変更を行っているところである。

表5 携帯電話、パソコンなどの使用の状況（平成23年・平成18年・平成13年）

	総数	10～14歳	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上
平成23年調査	81%	62%	97%	97%	96%	94%	86%	66%	30%
平成18年調査	76%	63%	97%	98%	96%	90%	72%	44%	18%
平成13年調査	63%	—	90%	89%	84%	69%	45%	14%	

シ 生活時間配分

- 1 今回の変更により、近年のスマートフォン等の急速な普及による生活行動や生活時間への影響等について、具体的にはどのようなことが把握できるようになるのか。
- 2 一般的なパソコンとスマートフォンの利用特性（例えば、パソコンは自宅や職場等において使用、スマートフォンは通学・通勤等の移動時間等において使用など）を踏まえ、個々の使用状況の把握が可能となるように工夫する余地や必要性はないのか。

(回答)

- 1 23年調査では、主行動又は同時行動のいずれかでインターネットを利用したかどうかを把握していたが、今回調査では、オフライン使用を含めたスマートフォン、パソコンの利用の有無を把握することとし、さらに、スマートフォン等が主行動と同時行動の両方で使用される場合があることを踏まえ、主行動、同時行動のそれぞれについて「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄を設定した。これにより、生活行動におけるスマートフォン等の使用状況が詳細に把握できることから、生活行動や生活時間への影響をより詳しく分析できるようになると考えている。
- 2 本調査事項は、スマートフォンやパソコンなどの使用の有無と生活時間との関係を把握するために設定したものであること、また、タブレットやスマートフォンをパソコンの代わりに自宅で使用するケースやノートパソコンを持ち歩いて移動時間や外出先で使用する場合もあるなど、利用者の年齢やライフスタイルなどによって、その利用は多様なものになっていると考えられる。また、機器別に使用の有無を把握しようとした場合、主行動及び同時行動それぞれについて「スマートフォン」、「パソコン」、「その他」に3区分ごとに把握する必要があるが、報告者の負担や調査票紙面の制約を勘案すると、現行の案のような設計が適当であると考えている。

(3) 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更

- 1 前回調査（平成23年調査）における調査票Bへのオンライン調査の実施状況（オンラインによる回収率、導入の効果や導入に伴う事務負担の状況等）の結果についてどのように評価しているのか。今回調査における導入は、当該結果や評価を十分検証し、検証結果を踏まえたものとなっているか。
- 2 オンライン調査の円滑な導入・推進を図るとともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、具体的にどのような方策を講じることとしているか。
例えば、平成27年国勢調査において導入され、一定の効果がみられている先行方式（紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式）を本調査においても導入する余地はないのか。
- 3 パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンによる回答を可能とする余地はないか。

(回答)

- 1 前回調査（平成23年調査）における調査票Bへのオンライン調査の実施については、都道府県から「調査対象者IDの配布、オンライン回答状況の確認等の事務が新たに発生したものの、電子調査票に実装されるチェック機能による審査事務負担の軽減、オンライン回答世帯に対する調査員の回収事務負担の軽減等の効果があること、電子

調査票の利便性向上等今後検討すべき点はあるものの、オンライン調査は有効な調査方法である」等の報告があり、オンライン調査の導入については一定の効果があつたと評価できるものの、オンライン回答率は2.7%と低い回答率となっていることから、オンライン回答率を向上させるための方策についての検討が必要であると認識している。

今回調査においては、統計委員会諮問第28号の答申（平成23年1月26日付け府統委第10号）の「今後の課題」における指摘も踏まえ、調査票の提出方法の多様化への対応及び調査票の内容審査の効率化の観点から、オンライン調査を調査票Aにも拡大するが、前回調査の検証結果を踏まえ、電子調査票については、前回のエクセル調査票からHTML調査票（ブラウザ上で直接入力して提出することが可能となる）に変更して利便性の向上を図るほか、都道府県における事務負担を軽減する観点から調査票の回収状況を管理できるシステムを構築するなどの措置を講じることとしている。

- 2 オンライン回答率の向上を図るための措置として、より利便性の高いHTML形式の電子調査票の採用のほか、調査世帯に対するオンライン調査の利便性の周知を図るなどの措置を講じることとしている。

なお、平成27年国勢調査では、最初にオンライン調査を実施し、その後オンラインでの回答がなかった世帯に紙の調査票を配布して調査する「オンライン先行方式」により実施したが、社会生活基本調査は指定した特定の2日間の生活時間を把握する調査であり、当該指定日にならないと調査票の記入ができないことから、調査日前にオンライン調査を行う先行方式での実施は困難である（先行方式では、2日間の指定日以後に各調査世帯におけるオンライン回答の有無を都道府県が確認し、当該情報を担当調査員に連絡してから紙の調査票が配布されるため、報告者の記憶が薄れて正確な回答が得られなくなるといった問題が生じる。）。

- 3 社会生活基本調査のオンライン調査は、政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）により実施しており、現在、当該システムにおいてスマートフォンなどに対応するための改修作業を行っているところであるが、平成28年社会生活基本調査の実施には、スケジュール上間に合わないものである。

（4）集計事項の変更

- 1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。
- 2 調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。

（回答）

- 1 調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成・拡充する集計表は別紙1のとおりである。
- 2 今回調査の集計表は、既存の調査事項に関する集計事項については引き続き作成・提供することとしており、新規・拡充する集計表も含め、調査結果の利活用の観点から十分かつ適当なものとなっていると考えている。

2 統計委員会諮問第28号の答申（平成23年1月26日付け府統委第10号）における「今後の課題」への対応状況について

- 1 過去の本調査において、封入又は郵送により調査票が提出された実績はどのようになっているか。また、封入又は郵送により提出された調査票と通常の調査員が回収した調査票とでは、回答状況にどのような違いがみられるか。
- 2 封入及び郵送による提出方法の導入に関し、経由機関である都道府県や調査員の意見を聴取しているか。また、その内容はどのようなものか。
- 3 上記1及び2を踏まえ、本調査への封入又は郵送による調査票の提出方法の導入の余地はあるか。

(回答)

- 1 前回調査における封入提出及び郵送提出における調査票の記入状況（表6）をみると、封入提出や郵送提出された調査票の都道府県での補筆割合は、調査員がそのまま回収した調査票の約2倍となっているほか、補筆修正ができず最終的に集計から除外された調査票の割合も2～3倍と高くなっている。
- 2、3 封入提出や郵送提出の取扱いについては、都道府県に対し、『社会生活基本調査は、生活時間に関する調査事項など、一定程度の時間が経過してから世帯に記入内容を確認することが非常に困難な調査事項があることから、調査員が調査票を回収する際に記入状況を確認することができない封入提出、郵送提出は原則として導入しない』との考え方を提示して意見を聴取した。一部の都道府県から封入提出や郵送提出を導入してほしいとの意見があったが、前記の理由から全面的な導入は困難であり、前回調査と同様、封入提出や郵送提出でなければ調査票が回収できない場合など状況に応じた運用を行うこととしている。

表6 平成23年社会生活基本調査における調査票の提出方法別記入状況

提出方法	調査票割合	都道府県での補筆割合	集計除外割合
調査員回収（封入提出以外）	88.5%	15.0%	1.4%
調査員回収（封入提出）	10.9%	29.4%	4.7%
郵送回収	0.5%	26.6%	3.1%

3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況について

- 1 本調査の調査計画の検討に当たり、ガイドラインをどのように活用したのか。ガイドラインにおける指摘事項への対応状況は、具体的にはどのようにになっているか。
- 2 ガイドラインでは、生活時間調査においては主観的幸福度の指標を含むべきとされているものの、これについて本調査では対応していないが、その理由は何か。
- 3 その他、これまで、本調査においては調査結果の国際比較可能性を高める観点から、どのような取組を行っているのか（調査票Bにおける取組のほか、調査票Aの「生活時間について」における行動分類と諸外国で使用されている行動分類との関係も含む。）。また、本調査結果と諸外国における同種の調査結果に係る国際比較の状況はどうか。

(回答)

- 1 今回調査の調査計画の検討に当たってガイドラインの内容を精査したところ、ガイドラインの勧告には概ね対応済みとなっている（別紙2）。
- 2 主観的幸福度については、ガイドラインにおいて「生活時間調査から感情（肯定的又は否定的情動）の指標を収集することは、まだ初期段階にあり、さらなる研究及びテストが必要」、「一般的な主観的幸福度のデータ、及び具体的には感情についての設問をどのように利用し、政策立案に役立てるかについても、さらなる研究が必要」とされており、ガイドラインにおいても研究段階にあることから、平成28年社会生活基本調査において検討する段階ではないと考えられる。
- 3 調査結果の国際比較可能性を高める観点から、平成13年調査からアフターコード形式による調査（調査票B）を導入している。さらに、平成23年調査では、EU統一生活時間調査（HE TUS）データベース行動分類（49分類）と対応すべく、調査票Bの詳細行動分類の細分化を行うなどの取組を行っている。なお、調査票Bによる詳細行動分類、調査票Aによる行動分類とEU統一生活時間調査（HE TUS）行動分類との対応状況は（別紙3）のとおりであり、調査票Aにおいても概念上の比較が可能となっている。

平成28年社会生活基本調査における調査事項の追加等に伴う新規集計事項等一覧

調査票A・B 「ふだんの健康状態」関連、新規集計事項一覧

※1 「主行動」、「主行動・同時行動」

集計区分	区分内一連番号	集計対象(健康状態)	曜日	分類事項																	表章事項																				
				[個人属性]				[世帯属性]	[地域区分]					[行動関係]							サンプルサイズ	推定人口	行動の種類別					調査票B※1													
				男女	年齢	配偶関係	ふだんの就業状態	ふだんの健康状態	自家用車の有無	全国	外	全国人口集中地区・集中地区以外	14地域	外	11大都市圏・11大都市圏以外	都市階級	学習・自己啓発・訓練の種類	スポーツの種類	趣味・娯楽の種類	ボランティア活動の種類			旅行・行楽の種類	頻度	目的	方法	ボランティア活動の形態	行動の種類	共にした人	一緒にいた人	総平均時間	1日当たりの平均時間	総平均時間	行動者平均時間	行動者数	行動者率	平均行動日数				
				○	○	○	○	○																																	
[調査票A] 1 生活行動編 (1)生活行動に関する集計(全国) ア「学習・自己啓発・訓練」	I-1-1	15歳以上		○	○	○	○																			○	○														
	I-1-3			○	○	○	○																				○	○													
[調査票A] 1 生活行動編 (1)生活行動に関する集計(全国) イ「スポーツ」	I-1-14	15歳以上		○	○	○	○																			○	○														
	I-1-16			○	○	○	○																				○	○													
[調査票A] 1 生活行動編 (1)生活行動に関する集計(全国) ウ「趣味・娯楽」	I-1-28	15歳以上		○	○	○	○																			○	○														
	I-1-30			○	○	○	○																				○	○													
[調査票A] 1 生活行動編 (1)生活行動に関する集計(全国) エ「ボランティア」	I-1-42	15歳以上		○	○	○	○																			○	○														
	I-1-44			○	○	○	○																				○	○													
[調査票A] 1 生活行動編 (1)生活行動に関する集計(全国) オ「旅行・行楽」	I-1-55	15歳以上		○	○	○	○																			○	○														
	I-1-57			○	○	○	○																				○	○													
[調査票A] 1 生活行動編 (2)生活行動に関する集計(地域)	I-1-71	15歳以上		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○										○	○														
	I-1-79			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											○	○													
	I-1-87			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											○	○													
	I-1-95			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○												○	○												
	I-1-103			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○												○	○												
[調査票A] 2 生活時間編 (1)生活時間に関する集計(全国)	I-2-4	15歳以上		○	○	○	○																		○	○															
[調査票A] 2 生活時間編 (2)生活時間に関する集計(地域)	I-2-64	15歳以上		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											○	○															
[調査票B] 1 生活時間編(全国)	II-1-1	15歳以上		○	○	○	○																		○	○												○	○	○	

調査票A 「スマートフォン・パソコンなどの使用状況」関連、新規集計事項一覧

集計区分	区分内一連番号	集計対象	曜日	分類事項					分類事項			分類事項	表章事項					分類事項				
				[個人属性]					[行動関係]				時刻	サンプルサイズ	推定人口	行動の種類別					[地域区分]	
				男女	年齢	教育	ふだんの就業状態	ライフステージ	行動の種類	スマートフォンなどの使用時間	スマートフォンなどの使用目的					総平均時間	行動者平均時間	行動者率	平均時刻	行動者数(構成比)	全国	都道府県
【調査票A】 2 生活時間編 (1)生活時間に関する集計(全国)	I-2-1	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-2-2	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-2-3	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
【調査票A】 2 生活時間編 (2)生活時間に関する集計(地域)	I-2-59	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-2-60	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-2-61	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
【調査票A】 3 時間帯編(全国、地域)	I-3-1	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-3-2	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-3-3	10歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
【調査票A】 4 平均時刻編(全国、地域)	I-4-1	10歳以上	○	○	○	○	○	起床	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-4-9	10歳以上	○	○	○	○	○	朝食開始	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-4-17	10歳以上	○	○	○	○	○	夕食開始	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-4-25	10歳以上	○	○	○	○	○	就寝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-4-33	有業者	○	○	○	○	○	出勤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	I-4-39	有業者	○	○	○	○	○	仕事からの帰宅時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

調査票A 「在学・在園の状況」関連、新規集計事項一覧

集計区分	区分内一連番号	集計対象	曜日	分類事項			分類事項				分類事項	分類事項	表章事項							
				[個人属性]			[世帯属性]				[地域区分]	[行動関係]	[時間関係]	サンプルサイズ	推定人口	行動の種類別				
				男女	ライフステージ	週間就業時間	世帯の家族類型	共働きか否か	無・6歳未満の人数・在園状況の有	育児支援の利用の状況	全国	行動の種類	時刻			総平均時間	行動者平均時間	行動者率	平均時刻	行動者数(構成比)
[調査票A] 2 生活時間編 (1)生活時間に関する集計(全国)	I-2-16	夫・妻	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○					
[調査票A] 3 時間帯編(全国、地域)	I-3-19	子供のいる世帯の夫・妻	○	○			○	○	○	○	○	○			○					
[調査票A] 4 平均時刻編(全国、地域)	I-4-7	子供のいる世帯の夫・妻	○	○	○	○	○	○	○	○	起床	○	○	○			○	○	○	
	I-4-15	子供のいる世帯の夫・妻	○	○	○	○	○	○	○	○	朝食開始	○	○	○			○	○	○	
	I-4-23	子供のいる世帯の夫・妻	○	○	○	○	○	○	○	○	夕食開始	○	○	○			○	○	○	
	I-4-31	子供のいる世帯の夫・妻	○	○	○	○	○	○	○	○	就寝	○	○	○			○	○	○	
	I-4-37	子供のいる世帯の有業の夫・妻	○	○	○	○	○	○	○	○	出勤	○	○	○			○	○	○	
	I-4-43	子供のいる世帯の有業の夫・妻	○	○	○	○	○	○	○	○	仕事からの帰宅時間	○	○	○			○	○	○	

平成28年社会生活基本調査と「生活時間調査に関するガイドライン」の対応状況

対応状況：◎対応、○概ね対応、△未対応

	主な勧告		対応状況等
調査周期	<ul style="list-style-type: none"> ▶本格的な生活時間調査(アフターコード方式による調査)を最低でも10年に1回行うことを推奨。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶平成13年調査において、アフターコード方式の調査(調査票B)を導入し、以降5年ごとに実施
	<ul style="list-style-type: none"> ▶本格的な生活時間調査は、通年又は最低でもすべての季節をカバーし、平日と週末の両方を含む方法で実施されなければならない。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活時間については、10月15日から23日までの9日間(平日、週末を含む)のうち連続する2日間で実施。ただし、すべての季節はカバーしていない。
調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活時間情報を収集する方法として、24時間の生活時間日記を推奨する。 ▶自由間隔(日記に時間を記録)の日記よりも、固定間隔の日記が推奨される。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶連続する2日間(48時間)の生活時間を把握 ▶15分間隔の固定間隔で把握
	<ul style="list-style-type: none"> ▶本格的な日記調査(アフターコード方式)は、生活時間データの収集において第一に推奨される。 ▶簡易的な日記調査(プリコード方式)は、本格的調査では可能な政策上の疑問の全てに答えを出すことができないが、一部の政策課題(世帯サテライト勘定、情報通信技術の利用など)に対応するには十分であり、生活時間の総体的な動向の研究に適している。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶本格的な日記調査については、調査票Bで実施 ▶簡易的な日記調査については、調査票Aで実施
	<ul style="list-style-type: none"> ▶各主行動に対して最低でも一つの同時行動を調査することが推奨される。また、それに割り当てられた時間を収集できることが望ましい。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶調査票Bにおいて、同時行動を15分の固定間隔で把握
	<ul style="list-style-type: none"> ▶人がほとんどの日に行わない可能性のある頻度の低い行動が生活時間調査を行う国の政策に関連している場合、1年を通じての頻度を尋ねる設問を検討すべき。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶調査票Aにおいて、学習、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽などの生活行動について、過去1年間の活動の有無、頻度等を把握。
集計結果	<ul style="list-style-type: none"> ▶推奨される標準アウトプット表(総平均時間、行動者率、行動者平均時間など)は、最低でも男女及び年齢別にクロス分類され、平日/週末別に表示されるべきである。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶平均時間(総平均、行動者平均)、行動者数、行動者率などの結果を、男女、年齢別等の各種属性別、曜日(平日、土曜日、日曜日)別に公表
	<ul style="list-style-type: none"> ▶同時行動が収集されている場合、主行動及び同時行動を報告することは有益である。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ▶調査票Bにおいて、主行動、同時行動の結果を公表
主観的幸福感	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活時間調査は、主観的幸福感に関する情報を収集する主たる手段の1つであり、感情的要素に関する情報を提供するのに適している。 ▶生活時間調査から感情(肯定的又は否定的情動)の指標を収集することは、まだ初期段階にあり、さらなる研究及びテストが必要。 ▶一般的な主観的幸福度のデータ、及び具体的には感情についての設問をどのように利用し、政策立案に役立てるかについても、さらなる研究が必要 ▶全ての生活時間調査で、主観的幸福感の指標を含むべきである。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ▶社会生活基本調査では、主観的幸福感に関する調査事項は採用していない。

社会生活基本調査における行動分類とEU統一生活時間調査(HETUS)行動分類との対応表

調査票B詳細行動分類				調査票A行動分類	EU (HETUSデータベース行動分類)	
大分類 (6)	中分類 (22)	小分類 (90)	細分類 (108)	(20)	(49)	
1 有償労働	11 主な仕事関連	111 主な仕事	1110 主な仕事	05 仕事	04 主な仕事と副業	
		112 主な仕事中の移動	1120 主な仕事中の移動	05 仕事	04 主な仕事と副業	
	12 副業関連	121 副業	1210 副業	05 仕事	04 主な仕事と副業	
		122 副業中の移動	1220 副業中の移動	05 仕事	04 主な仕事と副業	
	13 通勤	131 通勤	1310 通勤	04 通勤・通学	42 職場へ/からの移動	
	14 その他の仕事関連	141 工作中的休憩	1410 工作中的休憩	13 休養・くつろぎ	05 就労に関連した活動	
		142 求職活動	1420 求職活動	20 その他	05 就労に関連した活動	
	2 無償労働	21 家事	211 食事の管理	2111 食事の準備	07 家事	09 食事の準備
				2112 食後の後片付け		10 皿洗い
			212 菓子作り	2120 菓子作り	07 家事	09 食事の準備
213 園芸			2130 園芸	07 家事	16 庭仕事	
214 住まいの手入れ・整理			2141 室内の掃除	07 家事	11 室内の掃除	
			2142 その他の住まいの手入れ・整理		12 その他の世帯維持	
215 衣類等の手入れ			2151 衣類等の洗濯	07 家事	13 洗濯	
			2152 衣類等のアイロンがけ・整理		14 アイロンがけ	
			2153 その他の衣類等の手入れ		15 手芸	
216 衣類等の作製			2160 衣類等の作製	07 家事	15 手芸	
217 建築・修繕			2170 建築・修繕	07 家事	20 建築と修繕	
218 乗り物の手入れ			2180 乗り物の手入れ	07 家事	20 建築と修繕	
219 世帯管理			2190 世帯管理	07 家事	24 その他の家事	
21D 子供(乳幼児以外)の介護・看護			21D0 子供(乳幼児以外)の介護・看護	08 介護・看護	22 身体的ケアと子供の監督	
21E 家族(子供以外)の介護・看護			21E0 家族(子供以外)の介護・看護	08 介護・看護	24 その他の家事	
21F 子供(乳幼児以外)の身の回りの世話			21F0 子供(乳幼児以外)の身の回りの世話	07 家事	22 身体的ケアと子供の監督	
21G 家族(子供以外)の身の回りの世話			21G0 家族(子供以外)の身の回りの世話	07 家事	24 その他の家事	
21C その他の家事			21C1 家畜の世話	07 家事	17 家畜の世話	
			21C2 その他の家事		24 その他の家事	
22 育児			221 乳幼児の介護・看護	2210 乳幼児の介護・看護	08 介護・看護	22 身体的ケアと子供の監督
		222 乳幼児の身体の世話と監督	2220 乳幼児の身体の世話と監督	09 育児	22 身体的ケアと子供の監督	
		223 乳幼児と遊ぶ	2230 乳幼児と遊ぶ	09 育児	23 子供に教える、本を読む、子供と話す	
		224 子供の付き添い等	2240 子供の付き添い等	09 育児	22 身体的ケアと子供の監督	
		225 子供(乳幼児以外)の教育	2250 子供(乳幼児以外)の教育	09 育児	23 子供に教える、本を読む、子供と話す	
		226 子供の送迎移動	2260 子供の送迎移動	11 移動	45 子供の送迎	
		227 子供(乳幼児以外)と遊ぶ	2270 子供(乳幼児以外)と遊ぶ	09 育児	23 子供に教える、本を読む、子供と話す	

調査票B詳細行動分類				調査票A行動分類	EU (HETUSデータベース行動分類)	
大分類 (6)	中分類 (22)	小分類 (90)	細分類 (108)	(20)	(49)	
2 無償労働(つづき)	23 買い物・サービスの利用	231 買い物	2311 買い物 2312 商品の注文	10 買い物	21 買い物とサービス 24 その他の家事	
		232 公的サービスの利用	2320 公的サービスの利用	07 家事	21 買い物とサービス	
		233 商業的サービスの利用	2330 商業的サービスの利用	07 家事	21 買い物とサービス	
	24 家事関連に伴う移動	241 家事関連に伴う移動	2411 家事に関連した移動	2411 家事に関連した移動	11 移動	46 その他の家事に関連した移動
			2412 育児に関連した移動	2412 育児に関連した移動		45 子供の送迎
			2413 買い物・サービスの利用に関連した移動	2413 買い物・サービスの利用に関連した移動		44 買い物に関連した移動
	25 ボランティア活動関連	251 ボランティア活動	2511 社会や組織のためのボランティア活動	2511 社会や組織のためのボランティア活動	17 ボランティア活動・社会参加活動	25 団体・協会の仕事
			2512 他の家族のためのボランティア活動	2512 他の家族のためのボランティア活動		26 他の世帯に対する日常的な手助け
		252 ボランティア活動に伴う移動	2520 ボランティア活動に伴う移動	2520 ボランティア活動に伴う移動	11 移動	47 余暇に関連した移動
	3 学業, 学習・自己啓発・訓練	31 学業	311 学校での授業・その他学校での行動	3110 学校での授業・その他学校での行動	06 学業	06 学校又は大学
312 学校の宿題			3120 学校の宿題	06 学業	07 宿題	
313 家庭教師による勉強, 学習塾・予備校での勉強等			3130 家庭教師による勉強, 学習塾・予備校での勉強等	06 学業	06 学校又は大学	
314 学校での学習(学業)中の休憩			3140 学校での学習(学業)中の休憩	13 休養・くつろぎ	06 学校又は大学	
315 通学			3150 通学	04 通勤・通学	43 学業に関連した移動	
32 学習・自己啓発・訓練(学業以外)		321 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	3210 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	3210 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	14 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	08 自由時間の学習
4 個人的ケア		41 睡眠関連	411 睡眠	4110 睡眠	01 睡眠	01 睡眠
			412 うたたね	4120 うたたね	13 休養・くつろぎ	01 睡眠
			413 療養	4130 療養	19 受診・療養	01 睡眠
		42 身体的ケア	421 受診	4210 受診	4210 受診	19 受診・療養
	422 入浴(自分自身や家族等が行うもの)		4220 入浴(自分自身や家族等が行うもの)	4220 入浴(自分自身や家族等が行うもの)	02 身の回りの用事	03 その他の個人的ケア
	423 身の回りの用事(自分自身や家族等が行うもの)		4230 身の回りの用事(自分自身や家族等が行うもの)	4230 身の回りの用事(自分自身や家族等が行うもの)	02 身の回りの用事	03 その他の個人的ケア
	424 身の回りの用事(個人サービスの利用)		4240 身の回りの用事(個人サービスの利用)	4240 身の回りの用事(個人サービスの利用)	02 身の回りの用事	21 買い物とサービス
	425 療養のための世話(自分自身や家族等が行うもの)		4250 療養のための世話(自分自身や家族等が行うもの)	4250 療養のための世話(自分自身や家族等が行うもの)	19 受診・療養	03 その他の個人的ケア
	43 食事	431 朝食	4310 朝食	4310 朝食	03 食事	02 食事
		432 昼食	4320 昼食	4320 昼食	03 食事	02 食事
		433 夕食	4330 夕食	4330 夕食	03 食事	02 食事
		434 夜食	4340 夜食	4340 夜食	03 食事	02 食事
		435 軽飲食	4350 軽飲食	4350 軽飲食	13 休養・くつろぎ	02 食事

調査票B詳細行動分類				調査票A行動分類	EU (HETUSデータベース行動分類)
大分類 (6)	中分類 (22)	小分類 (90)	細分類 (108)	(20)	(49)
5 自由時間	51 社会参加・宗教活動	511 社会参加活動	5110 社会参加活動	17 ボランティア活動・社会参加活動	27 参加活動
		512 礼拝・読経	5120 礼拝・読経	20 その他	27 参加活動
	52 交際	521 冠婚葬祭	5210 冠婚葬祭	18 交際・つきあい	28 訪問と冠婚葬祭
		522 人と会って行う交際・付き合い	5221 友人・隣人等との親睦	18 交際・つきあい	28 訪問と冠婚葬祭
			5222 その他の友人・隣人等との付き合い	29 その他の社会生活	
		523 家族とのコミュニケーション	5231 家族との団らん	13 休養・くつろぎ	29 その他の社会生活
			5232 家族との電話によるコミュニケーション	29 その他の社会生活	
			5233 家族との電子メール等によるコミュニケーション	35 その他のコンピュータの使用	
			5234 家族とのその他のコミュニケーション	36 その他の趣味とゲーム	
		524 電話による交際・付き合い	5240 電話による交際・付き合い	18 交際・つきあい	29 その他の社会生活
		525 電子メール等による交際・付き合い	5250 電子メール等による交際・付き合い	18 交際・つきあい	35 その他のコンピュータの使用
		526 手紙等による交際・付き合い	5260 手紙等による交際・付き合い	18 交際・つきあい	36 その他の趣味とゲーム
	53 教養・趣味・娯楽	531 教養・娯楽	5310 教養・娯楽	15 趣味・娯楽	30 娯楽と文化
		532 創作	5320 創作	15 趣味・娯楽	36 その他の趣味とゲーム
		533 趣味としての菓子作り	5330 趣味としての菓子作り	15 趣味・娯楽	09 食事の準備
		534 成果物を得る趣味・娯楽	5340 成果物を得る趣味・娯楽	15 趣味・娯楽	33 その他のスポーツと野外活動
		535 趣味としての園芸	5350 趣味としての園芸	15 趣味・娯楽	16 庭仕事
		536 ペットの世話	5360 ペットの世話	15 趣味・娯楽	18 ペットの世話
		537 犬の散歩等	5370 犬の散歩等	15 趣味・娯楽	19 犬の散歩
		538 趣味としての衣類等の作製	5380 趣味としての衣類等の作製	15 趣味・娯楽	15 手芸
		539 趣味	5390 趣味	15 趣味・娯楽	36 その他の趣味とゲーム
		53D コンピュータの使用	53D0 コンピュータの使用	15 趣味・娯楽	35 その他のコンピュータの使用
		53A ゲーム	53A1 コンピュータゲーム	15 趣味・娯楽	34 コンピュータ(ビデオ)ゲーム
			53A2 その他のゲーム	36 その他の趣味とゲーム	
		53B ドライブ	53B0 ドライブ	15 趣味・娯楽	47 余暇に関連した移動
		53C 他に分類されない趣味・娯楽	53C0 他に分類されない趣味・娯楽	15 趣味・娯楽	41 特定されない余暇
		54 スポーツ	541 エアロビクス系スポーツ	5411 ウォーキングとハイキング	16 スポーツ
	5412 その他のエアロビクス系スポーツ			33 その他のスポーツと野外活動	
	542 球技		5420 球技	16 スポーツ	33 その他のスポーツと野外活動
	543 ウォーター系スポーツ		5430 ウォーター系スポーツ	16 スポーツ	33 その他のスポーツと野外活動
	544 成果物を得るスポーツ		5440 成果物を得るスポーツ	16 スポーツ	33 その他のスポーツと野外活動
	545 他に分類されないスポーツ		5450 他に分類されないスポーツ	16 スポーツ	33 その他のスポーツと野外活動
	55 マスメディア利用	551 読書	5510 読書	15 趣味・娯楽	37 読書
		552 新聞・雑誌	5520 新聞・雑誌	12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	38 その他の読み物
		553 テレビ	5530 テレビ	12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	39 テレビとビデオ
		554 ビデオ・DVD	5540 ビデオ・DVD	15 趣味・娯楽	39 テレビとビデオ
		555 ラジオ	5550 ラジオ	12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	40 ラジオと音楽
		556 CD・音声ファイル	5560 CD・音声ファイル	15 趣味・娯楽	40 ラジオと音楽
		556 CD・音声ファイル	5560 CD・音声ファイル	15 趣味・娯楽	40 ラジオと音楽
	56 休養・くつろぎ	561 休養・くつろぎ	5610 休養・くつろぎ	13 休養・くつろぎ	31 休養

調査票B詳細行動分類				調査票A行動分類	EU (HETUSデータベース行動分類)
大分類 (6)	中分類 (22)	小分類 (90)	細分類 (108)	(20)	(49)
6 その他	61 移動	611 家事的趣味に伴う移動	6110 家事的趣味に伴う移動	11 移動	46 その他の家事に関連した移動
		612 その他の移動	6121 その他の趣味に伴う移動	11 移動	47 余暇に関連した移動
			6122 学業、学習・自己啓発・訓練に関連した移動		43 学業に関連した移動
			6123 出張・研修に伴う移動		04 主な仕事と副業
		6124 その他の移動		48 特定されない移動	
	62 調査・その他	621 社会生活基本調査に関連する行動	6210 社会生活基本調査に関連する行動	20 その他	49 特定されない時間使用
622 他に分類されない行動		6220 他に分類されない行動	20 その他	49 特定されない時間使用	
(再掲)					
7 無償労働(国際比較)(注)					

(注) 以下の分類の合計。

- 無償労働
- 533 趣味としての菓子作り
- 534 成果物を得る趣味・娯楽
- 535 趣味としての園芸
- 536 ペットの世話
- 537 犬の散歩等
- 538 趣味としての衣類等の作製
- 544 成果物を得るスポーツ
- 611 家事的趣味に伴う移動